

警 備 業 務 委 託 仕 様 書 (案)

1 委託業務概要

- (1)委託業務名称 福島県宮下土木事務所警備業務委託
- (2)場 所 大沼郡三島町大字宮下字水尻 1108
福島県宮下土木事務所
- (3)委 託 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (4)委 託 目 的

福島県宮下土木事務所について、公所閉所時における庁舎内の警備対象物件に係る火災、盗難及び不法行為を防止することにより、庁舎等の建物その他の財産を保護し、また、当該庁舎等を利用する者の安全を確保するため、関係法規及び以下に定める事項により警備業務を行う。

2 業務内容

- (1) 警備対象物件（下記の項目「4の警備対象物件（箇所）」に示すものをいう。以下同じ。）に係る機械警備に関する業務
- (2) 警備対象物件に異常事態が発生した際における警備員（下記の項目「7 業務従事者」にいう業務従事者であって、警備対象物件に異常事態が発生した際、警備対象物件に派遣されるものをいう。以下同じ。）の派遣業務
- (3) 上記(1)の機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- (4) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (5) その他必要と認められる業務

3 警備業務対象庁舎

福島県宮下土木事務所

4 警備対象物件（箇所）

別紙1のとおり

5 警備業務の実施

- (1) 別紙2に定める「警備業務細目」により行うこと。
- (2) 受託者は、警備業法第4条で規定する認定を受けること（県外に主たる営業所を置く警備業者にあつては同法第9条で規定する届出を行うことを含む。）及びこれらの事項に変更があるときは同法第11条の各項並びに第40条第1項で規定する届出を行っていること。
- (3) 受託者は、機械警備において、警備本部（ガードセンター）で警備対象物件に異常事態が発生したことを検知し、その異常事態が発生した警備対象物件に対して検知後25分以内に警備員が到着できる体制をとっていること。なお、冬季等で対応困難な場合は個別に委託者と書面にて協議すること。
- (4) 業務中、異常を検知した場合は、担当職員（契約書（案）第1条にいう委託者の指定する係員をいう。以下同じ。）と事前に取り決めていた方法により、直ちにかつ適切に対応すること。また、必要に応じて対応前に担当職員に連絡するなど、状況に応じ対応前、対応途中又は対応後のいずれかに担当職員にその状況を報告すること。
- (5) 本警備業務に当たり、上記の項目「2 業務内容」又は別紙2「警備業務細目」に

定めがない場合であっても、業務上必要な対応については誠意を持って行うこと。

6 業務内容の報告及び記録

- (1) 受託者は、月ごとの業務遂行の状況を取りまとめて、翌月 10 日（10 日が【別紙 2】「警備業務細目」(1)の休日等に当たる場合は、翌日以降の【別紙 2】「警備業務細目」(1)の平日に当たる最初の日）までに委託者に書面にて報告すること。
- (2) 主な報告及び記録の内容は次のとおりとする。
 - ア 業務日誌
 - イ 異常を検知した際の対応記録（※必要に応じて対応状況の写真等を添付すること。）及び処理結果
 - ウ その他委託者が必要と認めた内容
- (3) 上記(1)又は(2)にかかわらず、受託者は、異常事態が発生した際の状況、処理の経過及び結果について、その都度速やかに委託者又は担当職員に報告すること。

7 業務従事者

- (1) 業務従事者は、上記の項目「2 業務内容」において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。
- (2) 委託者は、業務従事者として不適当と認めた者については、受託者と協議の上、交代させることができる。
- (3) 受託者は、その業務従事者が転任や転職等のため、当該委託業務の業務従事者から外れる場合には、原則として事前に委託者の承諾を受け、交代者と十分に引き継ぎ（1月程度）を行い、業務に支障のないようにすること。
- (4) 委託者が必要であると認めた場合は、受託者は、前回の受託業者からの業務引継又は次回の受託業者への業務引継を行うこと。これらの業務に要する費用は全て受託者の負担とする。また、これらの引継業務を実施する時期は、委託者の判断による。

8 勤務時間及び体制

- (1) 機械警備において、警備本部（ガードセンター）内の業務従事者及び警備員の勤務時間は原則として別紙 2 (1)によるものとする。
- (2) 受託者は、委託者が業務上必要なため受託者に対し勤務時間の変更（早出・延長も含む。）及び休日出勤を求めた場合は、それに応じるものとする。
- (3) 受託者は、業務従事者名簿を提出し、担当職員の確認を受けること。また、業務従事者は業務中においては身分証を携帯すること。さらに、緊急連絡体制図及び代替要員体制図を担当職員に提出すること。

9 受託者の義務

- (1) 受託者は、業務従事者が病気その他の事由で勤務を継続することが困難となるなど、緊急の事態に備え、速やかに対応できる体制を確保し、また、必要に応じて迅速に代替要員を配置しなければならない。
- (2) 受託者は、契約書（案）本文の第 2 条に基づく委託期間中、本業務の他に、受託者にとって過重な委託業務を受注することに伴い、本業務において委託者が必要とする業務従事者が確保できない状況を招いてはならない。
- (3) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

10 費用負担

契約書（案）の頭書中、委託料の額には次に掲げる費用を含むものとし、契約書（案）本文の第 14 条に基づく契約の変更等を行う場合、次の費用の種類に記載のあるものについては、委託者と受託者が協議する際、これを踏まえなければならない。

費用の種類	内容	備考
初期費用	委託業務の着手に必要な費用のうち、警備対象庁舎である福島県宮下土木事務所に機器及び配線等を設置するための準備費用	原則として、変更しない。
機械警備のために設置した各種機器の保守管理費用	委託業務に必要な福島県宮下土木事務所に設置された機器及び配線等を保守管理するための費用	原則として、変更しない。
警備対象物件に異常事態が発生した際の警備員派遣費用	委託業務中に警備対象物件に異常事態が発生したことが検知され、当該警備対象物件に警備員が派遣されたことに伴う費用	原則として、変更しない。

なお、上記表中の福島県宮下土木事務所に設置された機器及び配線等にかかる水光熱費は、委託者の負担とする。

11 減額又は増額

契約書（案）本文の第 14 条に基づく契約の変更等を行う場合、前項目「10 費用負担」に掲げるものの外、次の内容に基づいて委託者と受託者が協議するものとする。

費用の種類	費用詳細			備考
	内容	単価 (税抜)	変更前の 回数等	
機械警備日数 (平日)に係る 増減	契約書（案）本文の第 2 条に定める委託期間中において、別紙 2「警備業務細目」(1)のうち、「平日」の機械警備に係る日数	〇〇〇円/日	1 2 1 3 日	—
機械警備日数 (休日等)に係る 増減	契約書（案）本文の第 2 条に定める委託期間中において、別紙 2「警備業務細目」(1)のうち、「休日等」の機械警備に係る日数	〇〇〇円/日	6 1 3 日	—
機械警備のために設置した各種機器全ての撤去費用	契約書（案）本文の第 2 条第 1 項に定める契約期間終了、同条同項ただし書きの定める契約解除 又は 契約書（案）本文の	〇〇〇〇〇円 /回	0 回	—

	第 14 条第 1 項の定める契約内容の変更、一時中止又は打ち切りに伴い、委託業務に必要な福島県宮下土木事務所に設置された機器及び配線等全てを撤去するための費用			
--	--	--	--	--

【別紙1】

警 備 対 象 物 件 （ 箇 所 ）

福島県宮下土木事務所

庁舎 RC造地上2階建て 延べ床面積 576.00㎡

※ 詳細は【別紙5】平面図のとおり。

【別紙 2】

警 備 業 務 細 目

- (1) 受託者は、委託者に代わり仕様書（案）本文の「4の警備対象物件（箇所）」に示す警備対象物件に係る火災、盗難及び不法行為を防止するため、次の曜日ごとの時間帯内の機械警備業務を実施する。

次の表に掲げる曜日ごとの時間帯内で、警備対象物件が無人の状態となり、委託者からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに機械警備を開始し、委託者からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

ただし、警備本部（ガードセンター）内の業務従事者及び警備員は、当該時間帯内であっても機械警備が開始しなかった場合や、又は当該時間帯内であっても機械警備が既に終了した場合について、当該時間帯内は待機するものとする。

曜 日	時 間 帯
平 日	① 0 : 0 0 ～ 8 : 3 0 ② 1 7 : 1 5 ～ 2 4 : 0 0
休 日 等	終 日

※平日及び休日等とは、それぞれ次のことを指すものとする。

平日とは、委託者の勤務日及び委託者の指定する日

休日等とは、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始の休日（12月29日から1月3日まで）並びに委託者の指定する日

- (2) 委託者緊急連絡先の指定

ア 委託者は、あらかじめ委託者緊急連絡先（別紙3）を指定し、その連絡先を受託者に通知する。

イ 委託者は、上記アの委託者緊急連絡先に変更がある場合、変更後の委託者緊急連絡先を受託者に通知する。

- (3) 警備本部（ガードセンター）及び警備員の役割

ア 警備本部（ガードセンター）

(ア) 警報受信装置を常時監視するとともに、警備員との連絡を保持する。

(イ) 警報受信装置で警備対象物件に異常事態が発生したことを検知し、その異常事態が発生した警備対象物件に対して検知後 25 分以内に警備員が到着できるよう、直ちに警備員に連絡し、警備員を警備対象物件に派遣する。

(ウ) 警備対象物件の異常事態発生時には、【別紙3】緊急連絡先に直ちに連絡する。

(エ) 警備対象物件の異常事態の間、派遣した警備員、受注者又は担当職員、若しくはは警察や消防署等の関係先との連絡調整を行う。

イ 警備員

(ア) 警備本部（ガードセンター）との連絡を保持し、警備対象物件の異常事態に備える。

(イ) 警報受信装置で警備対象物件に異常事態が発生したことを検知した後、25 分以内に警備対象物件に到達する。（※必ず身分証を携帯すること。）

(ウ) 異常事態が発生した警備対象物件に到達後、直ちに異常事態を確認し、警備本部

(ガードセンター)にその状況を連絡するとともに、必要に応じて警察や消防署等関係先に通報する。

- (エ) 異常事態が発生した警備対象物件において、異常事態の拡大防止に当たる。その際、必要に応じて対応状況の写真を撮影し、又は対応前に担当職員に連絡するなど、その状況に応じ対応前、対応途中又は対応後のいずれかに担当職員に当該状況を報告する。

(4) 業務内容

ア 機械警備機器の設置及び撤去

- (ア) 受託者は、機械警備業務を行うに当たり機械警備機器（契約書（案）本文の第4条第1項に定める委託業務の開始に必要な機器及び配線等をいう。以下同じ。）を警備対象庁舎である福島県宮下土木事務所に新設する必要がある場合は、委託者又は担当職員と事前に新設日時を調整した上で承諾を受け、委託者又は担当職員の監督のもとに実施すること。

- (イ) 受託者は、上記(ア)を実施するに当たり、契約書（案）本文の第2条に定める委託期間中、機械警備業務を実施できない期間がある場合は、それに代わる人的警備業務等を実施すること。

その際、受託者は、事前に委託者にその実施計画書を書面にて提出し、その承諾を受けることとし、当該人的警備業務等に要する費用は全て受託者の負担とする。

- (ウ) 受託者は、上記の項目(ア)を実施するに当たり、前回の受託業者と連絡調整を行い、機械警備機器を遅滞なく、円滑に設置すること。

- (エ) 受託者は、次のいずれかの場合は、受託者所有の機械警備機器を直ちに撤去すること。その際、委託者又は担当者とともに撤去日時を調整した上で承諾を受け、委託者又は担当者の監督のもとに実施すること。ただし、受託者が機械警備機器の一部又は全部について撤去を要しない旨を通知した場合は、この限りでない。

なお、機械警備機器を設置していた箇所について、その設置又は撤去を原因として修繕を要するものと委託者が認めた場合、受託者はそれに真摯に応じること。

- a 契約書（案）本文の第2条第1項に定める契約期間が終了したとき。
b 契約書（案）本文の第2条第1項ただし書きに定める契約解除のとき。
c 契約書（案）本文の第14条第1項の定める契約内容の変更、一時中止又は打ち切りの場合であって、受託者が機械警備機器の一部又は全部の撤去を指示したとき。

- (オ) 受託者は、次回受託業者が機械警備機器を新設するに当たり、その連絡調整を求めてきた場合は、その求めに真摯に応じること。また、受託者は、次回受託業者の機械警備機器の迅速かつ円滑な設置について、相互に協力すること。

イ 火災、盗難その他の異常事態の検知

警備対象物件で発生した異常事態を警備本部（ガードセンター）へ自動的に通報すること。

ウ 異常事態発生時における警備員の派遣、異常事態の確認及びその拡大防止

警備本部（ガードセンター）において、警備対象物件で異常事態が発生したことを警報受信装置により検知したときは、受託者は、委託者又は担当者あらかじめ通知した【別紙3】委託者緊急連絡先に直ちに連絡すること。また、直ちに警備員を警備対象物件に派遣し、異常事態を確認するとともに異常事態の拡大防止に当たること。

エ 関係先への通報及び連絡

警備対象物件に到着した警備員は、直ちに異常事態を確認し、警備本部（ガードセ

ンター)にその状況を連絡するとともに、必要に応じて警察や消防署等関係先に通報すること。

オ 警備実施事項の報告

(ア) 受託者は、月ごとに次の項目を含む業務遂行の状況を取りまとめて、翌月 10 日(10 日が上記の項目(1)に定める休日等に当たる場合は、翌日以降の上記の項目(1)に定める平日に当たる最初の日)までに業務報告書により委託者に書面にて報告すること。

a 業務日誌

b 異常を検知した際の対応記録(※必要に応じて対応状況の写真等を添付すること。)及び処理結果

c その他委託者が必要と認めた内容

(イ) 上記(ア)にかかわらず、受託者は、異常事態が発生した際の状況、処理の経過及び結果について、その都度速やかに委託者又は担当職員に報告すること。

カ 警備対象物件に設置された機械警備機器や警備本部(ガードセンター)内の警報受信装置の点検及び調整

(ア) 受託者は、警備対象物件に設置された機械警備機器に必要な委託者又は受託者が設置している機械警備機器等の機能について、適宜保守点検を行うこと。

(イ) 機械警備機器の交換や修繕に係る費用について、委託者所有分については委託者が、受託者所有分については受託者が、それぞれ負担する。

(ウ) 受託者は、機械警備業務を行うに当たり、次の費用を負担する。

a 受託者所有の機械警備機器を新設する場合は、その費用

b 契約書(案)本文の第2条に定める委託期間中、上記 a の新設作業を行っている期間があり、そのため機械警備業務を実施できない場合は、それに代わる人的警備業務等を実施する費用

c 上記 a を実施するに当たり、前回の受託業者と連絡調整を行う際にかかる費用

d 上記の項目ア(ウ)の a から c までのいずれかの場合における受託者所有の機械警備機器の一部又は全部の撤去費用及び当該撤機械警備機器の設置又は撤去を原因として修繕を要するものと委託者が認めた場合の設置箇所の修繕費用

(5) 機械警備開始時における取扱い

ア 委託者における取扱い

(ア) 警備業務対象庁舎である福島県宮下土木事務所に勤務する職員のうち、上記の項目(1)に定める機械警備を行う日に最終退庁する職員(以下「最終退庁職員」という。)は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、各機械警備機器の確認ランプなどにより、正常に機能している状態を確認する。

(イ) 上記(ア)の次に、最終退庁職員は、警備対象物件内の各室出入口や、最終退庁する出入口以外の出入口全てを施錠又は閉扉し、さらに、内部に設置した操作器の電源及び回路を確認し、ON(警戒)の状態に操作し、最後に、最終退庁する出入口を施錠又は閉扉するものとする。

イ 受託者における取扱い

警備本部(ガードセンター)は、最終退庁職員の操作により自動的に表示されるONの信号を確認し、警備を開始する。

(6) 機械警備終了時における取扱い

ア 委託者における取扱い

警備業務対象庁舎である福島県宮下土木事務所に勤務する職員のうち、上記の項目(1)に定める機械警備を行う日に初めて登庁する職員（以下「初発登庁者」という。）は、出入口を解錠又は開扉後、必ず所定時間内に内部に設置した操作器をOFF（警戒解除）の状態に操作する。

イ 受託者における取扱い

警備本部（ガードセンター）は、初発登庁者の操作機の操作により自動的に表示されるOFFの信号を確認し、警備を終了する。

(7) 休日等における委託者の臨時登庁

警備業務対象庁舎である福島県宮下土木事務所に勤務する職員は、原則として、上記の項目(1)に定める休日等に登庁してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合に限っては、次の取扱いとする。

ア 警備業務対象庁舎である福島県宮下土木事務所に勤務する職員のうち、上記の項目(1)に定める休日等に初めて登庁する職員は、出入口を解錠又は開扉後、必ず所定時間内に内部に設置した操作器をOFF（警戒解除）の状態に操作する。さらに、速やかに警備本部（ガードセンター）に電話連絡する。なお、休日等における登庁以降の退庁までの間は、委託者の責任において、防火・防犯その他の事故防止について処理するものとする。

イ 警備業務対象庁舎である福島県宮下土木事務所に勤務する職員のうち、上記の項目(1)に定める休日等に最終退庁する職員は、退庁前に警備本部（ガードセンター）に電話連絡の上、警備対象物件内の各室出入口や、最終退庁する出入口以外の出入口全てを施錠又は閉扉し、さらに、内部に設置した操作器の電源及び回路を確認し、ON（警戒）の状態に操作し、最後に、最終退庁する出入口を施錠又は閉扉するものとする。

(8) 機械警備機器の種類・数量及び配置

ア 機械警備機器の種類及び数量については、別紙4に定める。

イ 機械警備機器の配置については、【別紙5】平面図による。

【別紙3】

委 託 者 緊 急 連 絡 先

順位	電話番号	職員氏名 (ふりがな)	備考
1	〇〇〇-〇〇〇〇 -〇〇〇〇	〇〇 〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇〇)	順位、電話番号及び職員氏名(ふりがな)は、委託者から受託者宛てに通知する。
2	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ (・ ・ ・ ・)	〃
...	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ (・ ・ ・ ・)	〃

※ 上記表の順位1のものは、仕様書(案)本文の「5 警備業務の実施」(4)にいう担当職員である。

【別紙4】

機 械 警 備 機 器 の 種 類 及 び 数 量

建物名	警備箇所	内部侵入を感知する機器	音声で警告する機器	火災を感知する機器	ガス漏れを感知する機器	摘 要
福島県宮下 土木事務所	2階 所長室	○1	—	△1	—	
	〃 事務室	○2 ※1	○1	△3	△1	
	〃 会議室	○1	—	△1	—	
	〃 宿直室	○1	—	△3 ※2	—	
	〃 給湯室	—	—	△1	—	
	〃 廊下	○1	—	※3	—	
	1～2階 階段	—	—	△1	—	
	1階 会議室	○1	—	△1	—	
	〃 物置(和室)	—	—	△4	—	
	〃 無線機室	—	—	△1	—	
	〃 物置	—	—	△1	—	
	〃 玄関	○1	—	—	—	
備 考	機械警備開始・終了時の登退庁は、1階玄関の車庫側出入口から行うものとし、当該登退庁時に操作する警備操作器を設置する。					

表中の「○」は受託者所有機器であり、「△」は委託者所有機器である。また、それぞれの右脇の数字は機器の数量である。

※1 2階会議室の内部侵入を感知する機器2台のうち、1台を画像センサーとする。

※2 2階宿直室には、自動火災報知器受信盤を有する。

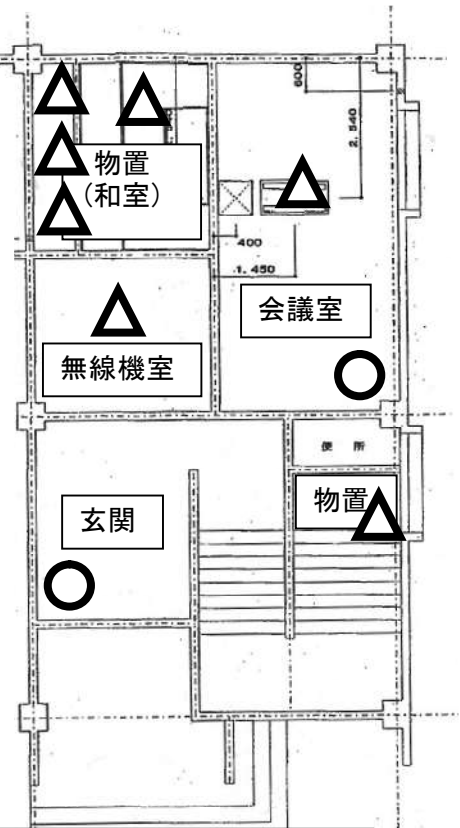
※3 2階廊下には、手動火災報知器を有する。

警備箇所については参考とし、実際の機器設置に当たっては、協議によるものとする。

1階

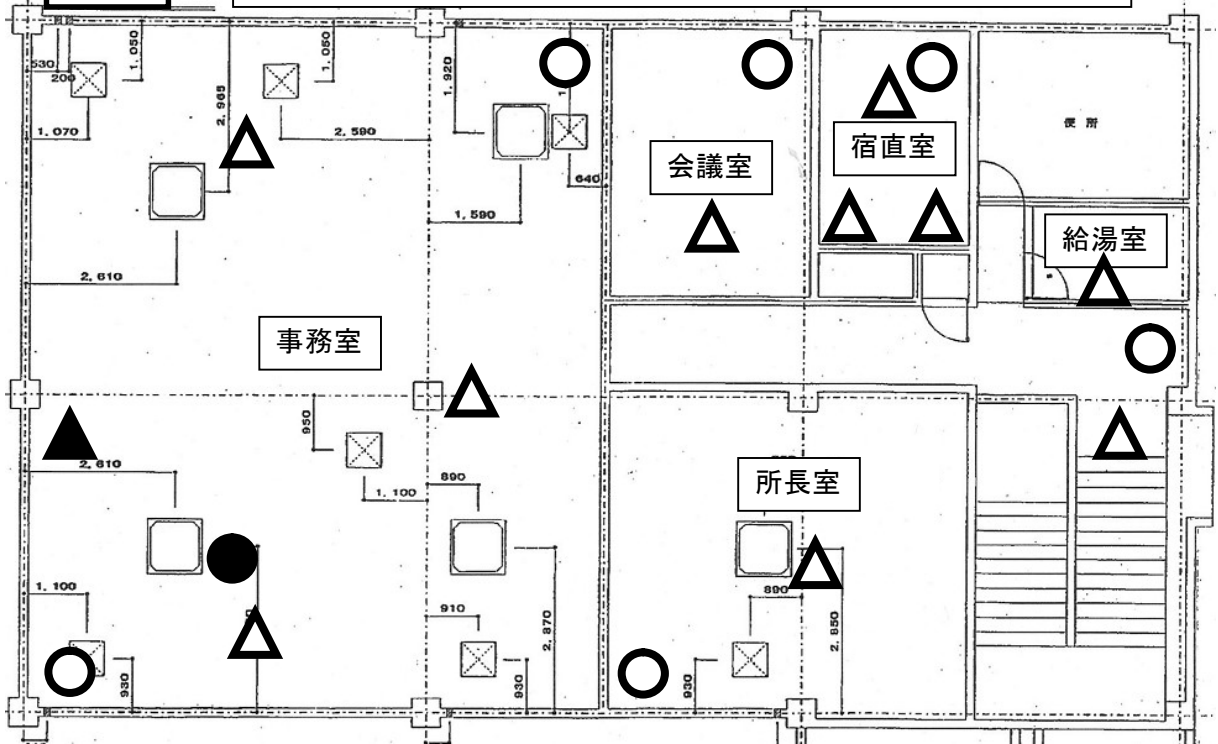
警備機器設置箇所については参考とし、実際の設置に当たっては、協議によるものとする。

車庫
※警備対象外



2階

警備機器設置箇所については参考とし、実際の設置に当たっては、協議によるものとする。



凡例

- … 内部侵入を感知する機器
- … 音声で警告する機器
- △ … 火災を感知する機器
- ▲ … ガス漏れを感知する機器